# 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 住民税非課税世帯等に対する <u>臨時特別給付金 (10万円/1世帯)</u>のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在のお住まいの市区町村から 受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が 住所地以外にお住まいの場合をいいます。
- ※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

## 支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

- ① 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が 「住民税非課税相当」※3となった世帯
- ※3 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非 課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税均等割非課税となる年間給与収入の目安(川口市の場合)単身の場合:100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

## 申請方法

■申請期限

現在お住まいの市区町村にお問い合わせの上、郵送にてご申請ください。

令和4年9月30日(金)まで

#### お問い合わせ

川口市臨時特別給付金コールセンター



0570-057-228

受付時間 8:30~17:15

※受付期間:令和4年9月30日まで

※土・日曜日、祝日も実施します。※通話料金がかかります。

# 手続き・支給要件・必要書類等

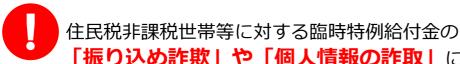
以下のO&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。 ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

- O 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか?
- 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっ Α ても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を 満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

#### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例

配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等

- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等
- Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?
- 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計 Α を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当で ある場合には受給できます。
- 現在の住まいで受給するためには、 0 どのような手続きが必要ですか?
- 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を Α 理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金申請書」をご提出ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



申請内容に不明な点があった場合、川口市から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、 キャッシュカードの暗証番号、インターネットバンキングのパスワード等の個人情報を聞くこと、また、給付のための手数料などの振り込みを 求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに川口市臨時特別給付金コールセンター(0570-057-228) または川口警察署(048-253-0110)・武南警察署(048-286-0110)にご連絡ください。